

私の

育休報告



当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、12か月分(多胎出産の場合は18か月分)の会費免除を行っています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。

No.

38

育児の分担が夫婦円満の鍵

佐藤 裕子(63期)

「子育てに従事する弁護士=子を持つ全ての弁護士」であるべきかと思いますが、その中でも特に専業主婦の奥様を持つ男性会員にお伝えしたいのが、「女性の愛情曲線は、夫と一緒に子育てするか否かで明暗が分かれる」ということです。

私が娘を出産してから現在進行形で、私と会社員の夫は、授乳や離乳食の準備、オムツ替え、保育園の送り迎え、お風呂とそれに伴う着替え、寝かしつけ等育児を分担してきました。私の夫は、3ヶ月の育休を取得し、授乳以外の育児を全てこなし、私が下の子の出産時に入院した際には、上の子と2人だけで約1週間過ごせるまでになりました。私にとって自慢の夫であり、子育てを経て夫への愛情は深まったと実感しております。

弁護士(特に男性会員)が長期の育休を取るのはまだまだ難しいかもしれませんが、例えば、夜の入浴、着替え、寝かしつけなどは、私の夫は、就業後現在でも行っていますので、弁護士業務を続けながらできる育児はいくらでもあると思います。専業主婦の奥様を持つ男性会員であっても、「妻は専業主婦だから」などの前時代的な言い訳はやめて、子どもが生まれたその日から



「育児は両親の役割」という当たり前のことを日々実践していただきたいです。そうすることが夫婦円満の鍵にもなる、と僭越ながらお伝えしたいと思います。

No.

39

「ワーク」と「ライフ」は ごちゃ混ぜに

高橋 宏行(62期)

長男が生まれ、仕事と育児をどう両立するか試行錯誤しました。

結果行き着いたのは、「ワークライフミックス」とも言うべき、ワーク(仕事)とライフ(育児を含むプライベート)を切り分けずミックスさせる発想でした。実際には、24時間週7日の使い方として、仕事とプライベートを全部ひっくるめて、各タスクに優先順位と緊急性を付け、それに従ってタスクをこなしていきました。例えば、日の出とともに起床して自宅で仕事を開始、息子が目覚めたら息子と遊ぶ、朝食は家族で、昼間妻が育児をしているときも、自宅勤務を増やし隙間時間に息子をあやす、習い事の水泳に連れて行く、できる限りお風呂も一緒に、家族で夕食後は仕事に集中、週末も隙間時間には仕事を…そんなサイクルの中に趣味も無理やり入れ込む生活。それが1年以上続いているのですが、仕事のパフォーマンスを落とすことなく、育児にも時間を割くことができます(ママ大好きな長男も少し私に懐くようになりました)。

今の時代はリモートワークやオンライン会議など含め多様な働き方があります。自分に合った育児との両立法を見つけるために色々試してみるのがよろしいかと思います。

